

OB会第3回レク

温泉&宴会&ゲーム

6月23日に第7回幹事会を開催し、第3回レクを下記の日程にて開催することになりました。

当初の計画ではパークゴルフ大会を行う予定でしたが、会場・無料送迎バス・宴会個室などの条件が合わないために、温泉&宴会&ゲームと言う企画となりました。

秋の一日を会員同士で楽しく親睦と交流をしたいと思いますので是非ご参加下さい。



(昨年のレク)



9月18日(木曜日)

場 所・湯元小金湯温泉(596-2111)

集合場所・地下鉄真駒内駅9時20分必着

(送迎バス9時30分出発のため)

会 費・3,000円

北海道労働委員会の裁定・滝川団体交渉拒否事件

北海道労働委員会の裁定要旨(4月16日)

「個別的人事権の行使に関する事項について、団体交渉に代わって、実質的で慎重な協議や審理が行われることが制度的に担保され、かつ、現にそのような運用がなされていると評価することは到底できない。

本件の団交拒否が正当な理由によるものということとはできないから、法第7条第2号の不当労働行為に当たる。

加えて本件団交拒否は、会社が本件協約を根拠として団体交渉を拒否したものであり、組合等の団結権の行使活動に対して干渉しないし妨害する行為であると評価できる、組合等の運営に支配介入したと認められる。法第7条第3号の不当労働行為に該当する。」(抜粋)

命令文

1 非甲立人は、甲立人郵政産業労働者ユニオン北海道地方本部から平成25年4月19日付けで甲入れのあった〇〇〇〇組合に対する戒告処分を交渉事項とする団体交渉に応じなければならない。

2 彼甲人は、第1項記載の団体交渉を拒否することにより、甲立人郵政産業労働者ユニオン北海道の運営に支配介入してはならない。

3 彼甲人立人は次の内容の文章を、縦1メートル、横1.5メートルの白紙にかい書で明瞭に記載し、彼甲立人北海道支社の従業員出入口の見やすい場所に、本命令書写し交付の日から7日以内に掲示し、10日間掲示を継続しなければならない。

(郵政産業ユニオン札幌支部ニュースから転載)